

# 建設水道常任委員会

平成18年2月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二                      ○中川 靖広                      浅井 正八  
小野 隆雄                      吉川 勝義  
中西議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	川端 伸和
同 課 長 補 佐	角井 敏文	都市整備課長	藤川 岳志
都市整備課参事	西田 哲也	同 課 長 補 佐	佃田 真規
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上 水 道 課 長	水田 美文	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	上田 俊雄

## 3. 会議の書記

議会事務局長      浦口 隆                      同 係 長      猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 中川委員、浅井委員

委員長 皆さんおはようございます。  
全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、中川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。  
両委員にはよろしく願いいたします。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査のほか、3月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいります。  
初めに、1. 継続審査の公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、継続審査であります公共下水道に関することについてご報告いたします。  
まず、本年度発注いたしております公共下水道工事の進捗の状況でございます。お手元の資料1-1をご覧くださいませでしょうか。  
まず、7月28日に入札を執行いたしました、小吉田2丁目地内第12処理分区第1工区-4工事、図中ベージュ色路線でございますが、株式会社二隆建設及び服部1丁目地内第12処理分区第11工区-1工事、図中紫色路線、株式会社青山組につきましては、平成17年12月16日に完了いたしております。

次に、図中赤色路線でございますが、9月議会定例会におきまして議決をいただきました、第12処理分区、龍田北汚水幹線2工区工事でございます。現在、進捗率25パーセントで、シールド発進立坑築造作業を進めている状況でございます。

次に、8月31日に入札を執行いたしました龍田北1丁目地内第12処理分区第2工区-3、図中黄緑色路線、株式会社二隆建設、第12処理分区第2工区-4、図中茶色路線、株式会社中谷組でございますが、現在、進捗率80パーセントで、管渠埋設工事が順調に進められている状況でございます。

次に、10月31日に入札の執行をいたしました、法隆寺1丁目地内第15処理分区第21工区-4、図中紺色路線、株式会社青山組、服部1丁目地内第13処理分区第11工区-2工事、図中緑色路線、三共建設株式会社、小吉田2丁目地内第12処理分区第1工区-5工事、図中薄緑色路線、株式会社二隆建設及び興留6丁目地内第14処理分区第4工区-1工事、図中水色路線、宮崎建設株式会社につきましては、現在、進捗率55パーセントで管渠埋設工事が順調に進められている状況でございます。

次に、阿波2丁目地内第14処理分区第16工区-2工事、図中黄色路線、安藤建設株式会社につきましては、現在、進捗率80パーセントで順調に工事が進められている状況であります。なお、本年度、発注いたしております工事につきましては、継続工事であります、龍田北汚水幹線2工区工事を除きまして、全て年度内に完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。

次に、資料1-2をご覧くださいませでしょうか。公共下水道の利用状況でございます。1月31日現在の状況でございますが、確認申請受付件数が590件、検査済み件数が533件でございます。また、融資あっせん利用件数が10件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が5件でございます。今後も、公共下水道の利用促進につきまして、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

委員長 次に、3月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてではありますが、3月上程をいたしておりますものでありまして、お手元に配布いたしております資料2をご覧くださいと思います。

それでは、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例(案)につきましてもございますが、この条例につきましても、一部、公営住宅法施行例の一部が改正されたことに伴いまして、町営住宅条例の関係部分について、改正を行うものであります。その主な改正の内容は、公営住宅の適正かつ合理的な運営を図るため、同居親族要件の緩和が認められるものの範囲の拡大等の改正が行われたものであります。

次のページの新旧対照表に戻りましてご説明をしていきたいという風に思います。改正する文言につきましても、アンダーラインを引いておりますのでご確認をいただきたいと思います。それでは、第5条の公募の例外の中でありまして、これの7号であります。改正点につきましても、現行では「又は既存入居者若しくは」となっている

ものが、新たに読点できり、既存入居者又は、に改正されます。次の下段については、現行は、「により、」となっていたものが、新たに「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改正されました。この改正の主な内容につきましては、既存入居者もしくは同居者が、高齢や病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けるものという事に加え、新たにその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、に変更されたものでございます。従前は身体障害者に限定したものでありまして、今回の改正によりましては、心身障害者並びに知的障害者まで入居の範囲の拡大が行われたものであります。

町が入居者の募集を行おうとしている公営住宅に入居する事が適切である場合に、特定入居が可能となるものでございます。

次に第6条であります。入居者の資格についてであります。現行では第1号のアであります。50歳以上の者であったものが、新たに60歳以上に引き上げられたものでございます。これは、年齢要件の改正が行われたものであります。次に、イであります。旧では「身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのもの」でありましたが、新たには、「障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの」に改正されました。

次にウであります。「戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの」であったものが、新たには、「戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの」に改正されました。

次に新たにキとして「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の

支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等」が追加されました。

同じくクといたしまして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で①又は②のいずれかに該当するもの。」「①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者」「②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行ったもので当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの」が追加されました。

この関係につきましては、障害者の範囲について、現行では身体障害者のみであったものが、精神障害者、知的障害者まで拡大されたものであります。また、新たにハンセン病療養所に入所されている方、また、DV防止法に規定する被害者についても可能となりました。

以上が斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 障害の程度が国土交通省令で定める程度というのは、程度書いた何か参考になるものあるんか、ないんか。

建設課長 この程度の関係なんですけど、イの関係で言いますと、従前は身体障害者の1級～4級のものに加えて、新たに障害者並びに知的障害者の1級～3級という形の方について該当されるという事ですので、身体障害者手帳をお持ちの方については、従前は1級から4級やったと。ただ、精神障害者並びに知的障害者については、1級から3級の方という形で規定をされているという形でございます。ウの関係について

も、同じく、これは精神障害者の1級または2級の程度の方という形で、これについても1級、2級の認定を受けていないが、医者の診断書には本人が町に申立てを行われて、その範囲が1級、2級に該当する場合という形になっております。

委員長 他にございませんでしょうか。小野委員。

小野委員 これは提出予定の文書で、説明は詳しくしてもらっても結構やと思う。その中で吉川委員もおっしゃったように、国土交通省令、それらも添付してもらった方がもっと分かりやすいかなと思うので、そういう配慮をしてもらいたいという事。それから、これの説明は当初に課長が読み上げられたのは要旨ではないのかなと思うんですが、今の、この委員会では要旨がやっぱり問題やと思うので、できるだけその要旨を文書で出してもらった方がいいと思いますけど。それとね、今ちょっとお聞きしたいんですけど、知的障害者の方にもそうして基準に合えば、応募していただける、そういう風に拡大されたんかなと、そのように今考えているんやけど、例えば、今、障害者の方等でグループホーム的な利用の仕方をしようとした時に、この今の条例改正でどのようにそういう事が可能になってくるのか。また、どういうねっくがあってなかなかそこらへいっていかないのか、それらについても教えてもらいたいなと思うんですけど。

建設課長 今質問いただいておりますグループホーム等の施設の関係なんですけれども、本来、そういうような活動については、最近特に法人化されているように思います。町内については、そういった形のものについては、今のところないという風に自分自身も理解をしているおるんですけども、特に、町内では大きく、2つの団体がそういう活動をされています。今のこの、質問者が申されている、グループホーム事業の運営に対して、公営住宅でもできないか、という形なんですけども、公営住宅法につきましても、本来こういった形については、でき

るという位置づけになってます。ただし、これは国土交通省の承認を仰がなければならないという事があります。それと合わせまして、町の町営住宅の実態なんですけども、特に町営住宅の施設については、昭和63年頃から建替え事業をしてきました。こういった中で、その住宅については、集合住宅という形で今日まで建替え事業としてやってきました。新たに募集するものについても、集合住宅という形の空家が出た場合に、そういった形でしておるんですけども、特にそういった方々のする場合には、こういった社会法人等を有している方について可能という事あるんですけども、一点は、特に公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しく支障のない範囲という形のものがありまして、町としては現在、集合住宅という形になりますと、特にグループホームとなれば、なかなかちょっと難しいのかなと思います。合わせまして、今の改正の中では、単身者であって、社会復帰ができる方で、そういった方については、申込みが可能という形になりましたので、質問者が申されている内容については、我々としては、今のところはそういう形のものはお考えおらない。また、特に空家の募集をいたしますと、前回でも戸当たり6人から7人の募集もありましたし、やはり町としてはまだまだそういった住宅困窮者が多くおられる中で、本来の公営住宅の目的であります、そうした家族の方の募集という形でできておまして、今、質問者がされているこういったグループホームの方の利用については、今のところ我々としては考えていないというのが実態です。

小野委員　　ちょっとずれていったんか知らんけど、色々これから検討して頂きたいなと思うこともありますので、また情報として教えていただきたいなと思います。それだけお願いしときます。

委員長　　今、小野委員から先ほどご指摘ありました国交省令を添付という事で、ここに関する範囲の事についての添付ができれば、よろしく願いしたいという事と、もう一つは要旨を、今回のこれに付いてる要旨



を文書でという事でありますので、その辺はどうでしょうか。

(「今回は結構です。」との声あり。)

委員長 よろしくお願いいたします。  
他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。  
水田上水道課長。

上水道課 それでは、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。  
長 それでは、資料3に基づきまして、3枚目をお願いします。

( 要旨朗読 )

上水道課 それでは2枚目の新旧対照表に基づきましてご説明とさせていただきます。  
長 改正部分につきましては、アンダーラインを引いておりますのでよろしくお願いします。

( 条例案朗読 )

上水道課 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろし  
長 くをお願いします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 斑鳩町で地域手当という定義というんですか、どういう形が地域手当の適用を受けるという、どういう形になるんか、具体的にちょっと教えてもらいたい。

総務部長 今、課長が説明いたしましたように、今までの調整手当というものにつきましては、廃止されていくという中で、新たに地域手当というものが創設されたものでございます。従来、国の公務員の給与については、一律的に定められておったものでございますけれども、そういった中で、その地域、地域によりまして、物価等が違うという事の中でそういうものを調整するために手当を支給しておったものが調整手当でございます。そういった中で、今回は抜本的な給与改定がありまして、いわゆる一番低い水準のところに給与ベースを合わせるといって、そうした中で、それぞれの地域での所得の差があります。それを調整、補完するためのものとして地域手当が創設されましたという事です。そうしたことから、一番給与の高い、ベースの高い東京都におきましては、18パーセントの地域手当という事でございます。当町につきましては、王寺町と斑鳩町については、3パーセントという形の中で、地域手当、支給する地域という事になっておりまして、それ以外で地域手当を支給しても、いわゆる、できるところ、という事で別に国の方で定めております。そういった事で広域7町につきましては、全て3パーセントを支給すべき、支給してもよいところ、というような形の中で給与ベースを見て、定められております。そういった事で、違いと言いましたらそういった事でございます。よろしく申し上げます。

小野委員 それやったら調整手当を全く一緒、名前変わっただけでね。こうして、地域手当はこの条例の適用を受ける職員に支給する、という事だからね、職員の中で地域手当が適用になる人がいてるか、また、色々その職員によって、それがあるといように解釈したんですね。例えば、管理職手当でしたら、補佐以上とかなってます。そういう意味の

手当だと、私は解釈したんです。この5条の2、前の5条の2が、これは調整手当という項目だから削除して、地域手当、3に出してきてね、この条例の適用を受ける職員、今の説明だったら誤解してたらまた教えてください。今の、総務部長の説明だったらね、斑鳩町の企業職員というんですか、水道の職員ですね。その人については、全員そしたら同じ手当がつくという事で解釈したらよろしいんですか。その、地域というのは、斑鳩町という地域のもとにつくんだと、それでよろしいですか。

総務部長 おっしゃる通りでございます、斑鳩町に在職しております職員については、全て3パーセントの地域手当をつけるという事でございます。

小野委員 条例の性格上、そういう表現になるのか知らないけど、これやったらね、全く今までの調整手当という不透明な感じで見られてた手当を、名前を変えて地域手当にただけのように、私は解釈するんですけどね、それが、給与に関する法律等の一部を改正する法律、これが施行されたからと言って、やっても、何か私は、名前だけ変わっただけで、同じ調整手当というのか、そのように思うんですが、その点はどのように、もし、住民の方からこういう、調整手当はもう排除しました、けど同じような地域手当がまた出てますと。これではちょっと説明がつきにくいと思うんですが、今の段階です。

総務部長 おっしゃる通りでございます、今までは斑鳩町については調整手当は支給できない地域でございました。そういった中で、県の町村会に申し合わせ中で、調整手当をつけていくという事の中で、そういった条例改正をさせていただく中で、手当を支給してきたわけでございますけれども、今回の国の法律の改正によりまして、当町の地域についても、3パーセント支給できる地域になったという事で、これは新たに違う点でございます。それと、先ほど申し上げましたように、調

整手当というものにつきましては、その地域、地域の物価が違いますので、それを補完するという意味で、調整手当を支払っていたわけですが、そうじゃなくして、今回は国の給与ベースにつきましては、いわゆる北海道、一番低いところにいたしまして、それを補完するところで都心部によりまして、いわゆる、地域手当をそれぞれ給与ベースの高いところにつきましては高く、先ほども申しましたように東京では18パーセントをつける。奈良県では郡山市が10パーセント、天理市については若干高く12パーセントというような事がある中で、斑鳩町については3パーセント地域という事になったわけでございます。そういった違いが、元々根本的な違いがございます。

小野委員　　まだ、この委員会に付託されてませんので、それ以上のことは。ただ、名前が変わっただけという事だろうな、という事で、今の時点では解釈しときますので、よろしくをお願いします。

委員長　　他にございませんでしょうか。  
次に、（3）平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長　　それでは、3月議会定例会に提出を予定いたしております議案についてご説明させていただきます。平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

これは、汚水処理施設整備交付金を受け、事業を進めてまいっておりますが、本年度、交付金の追加を受けることによりまして、当初、平成18年度に施工を予定いたしておりました、服部1丁目地内の面整備であります三つの工区を本年度中に発注し、整備区域の拡大を図るもので、2月28日、入札執行する予定でございます。

それに伴い、年度内に工事が完了できる見込みが無いことから、工事請負費で1億4,313万8,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、3月議会定例会に提出を予定いたしております、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 もう一度ちょっとお願いしたい。この工事、2月の発注予定というのが、当初は、ちょっと聞き漏らしたんやけど、遅れて発注なのか、前倒しの発注なのか、ちょっとその点教えてください。

下水道課長 当初、18年度に施工を計画しておりました区域でございまして、委員、おっしゃってますとお前倒しの発注という考え方でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

次に、(4)平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課長 それでは、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について、ご説明させていただきます。資料5をお願いいたします。資料5に基づきましてご説明とさせていただきます。

水道事業費用といたしまして455万円の増額であります。内容といたしましては、第1項、営業費用、第4目、総係費の負担金として職員退職による職員手当組合負担金、505万5,000円の増額と、第2項、営業外費用、第1目、支払利息として借換債による企業利子

が確定した事により、50万5,000円の減額をお願いするものでございます。この借換債につきましては、9月補正をさせていただきました2,160万円でございます。資本的支出といたしまして、13万1,000円の増額であります。内容といたしましては、第1目、企業債償還金として、先ほど申し上げましたように、借換債による企業債元金が確定した事により、13万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ですがよろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(5)斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。川端観光産業課長補佐。

観光産業課長補佐 それでは、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

斑鳩町観光自動車駐車場に指定管理者制度を導入するため、同条例の一部改正を先の12月議会で議決していただいたところであります。

このことから、平成18年度からは斑鳩町観光自動車駐車場においては、指定管理者による管理運営をしていくこととなります。この指定管理者の選定にあたっては、指定管理者制度運用方針にもとづき、当該施設の管理により、蓄積された経営資源を有効に活用することを基本と考え、現在、管理、運営している団体である、斑鳩町観光協会を優先することとして、観光協会と協議を行い、条例に基づく指定管理者指定申請書等諸手続きを行っているところであります。指定管理者の選定につきましては、審査委員会で選定する運びとなっております。選定された候補者については、次の3月議会へ議案上程すること

になりますので、委員の皆様方にはよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、指定管理者としての管理運営にあたっては、管理運営コストをはじめ、観光客や住民へのサービス提供など、今以上の管理運営を求めていかなければなりません。担当課といたしましては、観光協会に対して、観光案内所及び観光自動車駐車場の運営の計画等について協議を進めるとともに、今後の観光協会の運営体制等についても調整協議を進めているところであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 手続き的には私は何ら異論はないんですが、前回の12月議会にも観光協会について、私は名指しで色々話も、提案もしました。根本的に体質改善が図られてないというような形で思っておりますが、その点についてどのように、担当課として、また、観光協会の会長として小城町長もどのように認識されて、どのように改善策を立てておられるのか、明確に示していただきたいと、そのように思います。

都市建設部長 観光協会につきましては、今、ご指摘のように、12月議会でも色々ご指摘をいただいたところでございます。そうした中で、観光協会の組織の充実という事で、観光協会の会則の見直しを図っていこうという事で、今、観光協会の中で検討を願っております。それについて、近々理事会を開催されて、その会則について議論をしていただくという事になっております。その中で役員の選任につきましても、整理を諮っていくというような事でも聞いているところでございます。担当といたしましても、観光協会の組織の充実に対して、協議、相談等によって参りたいと、このように考えているところでございます。

小野委員　私は12月議会であのように、大変、乱暴な言葉も吐いてますし、色々差し障りのある事も申し上げたつもりなんです。それで、その会則の検討というものが近々という表現では、私は物足りないと思います。と言いますのは、3月議会でこの事について議決を出されるんですね。だから、私はあえて12月の議会であれだけの事を申し上げてますし、即対応してもらえるものと。あの時も確か、3月議会で指定管理者としてこの観光協会を指定するんでしょと、この議案を出してくるまで何らね、これを動きというものを、話してもらってないし、今の部長の答弁でしたら近々、会則の見直しですね、それをやると。これ、総会でやるんでしょ、そしたらもう4月か、定例の総会でしたらね、私は全然間に合わないと思うんです。先に決めておかなければならないんです。そのような事でしたらね、何のために私はね、嫌われてもああいう事を言ったのか、町の事思って、やったんですよ。それらの認識が、私はなっていないと思うんです。早急に会則の見直し、検討事項、それらについてもはっきりと打ち出してもらいたい。

町長　小野委員の12月議会のご指摘に従って、我々としては観光協会、1月30日に役員会を開きまして、この指定管理者の関係等について、この会則の関係等について、近々そういう規約改正を行いたいと、いう事で2月19日、10時30分から役員会を開いて、規約改正をして参りたいという事で、通知をさせていただいております。そういう事の中で、今、小野委員ご指摘のように、担当に規約そのものについて、非常に不明確であったという点からも、担当と詳しく協議しながら、早く3月の議会の関係等について、間に合うようにという事で、1月30日、あるいは2月19日に役員会を開いて、この2月19日には規約改正に努めて参りたい。そしてまた、小野委員ご指摘のように、観光協会を非常に心配をしていただくという事も、非常に感謝をしながら、我々としてはできるだけやっぱり、観光協会、町民としてはこれからの観光行政というのは非常に難しいけれども、やっぱり斑鳩町については、観光協会を一つの核、拠点として、観光・商工、観



光協会あるいは商工会と共に、活動していく事が一番大事であろうという事で積極的に取組んで参りたいと思います。

小野委員 12月議会で私が一般質問させていただいた時に、名前はもうすぐ分かると思いますので、事務局長がロビーで傍聴されてたらしいんです。偶然なんですね、私もそういう情報をいただいたのは。何を言うとするんじゃ、というような捨てぜりふを言って帰られたらしいです。私は実際、その方にはそれから会ってもいないし。そらね、確かに本人にしてみたら、何を言われてるんじやい、という思い、私ももし逆やったら言うかも分かりませんが、私はある程度の反省もしてもらいたい。今までの積み重ねなんですね。一つとっても、案内についても、やっぱり事務局長として、しっかりとあの文書でいいのか。その事から、何か私があげあしをとってきたような誤解をされてるのかなと思っているんですが、私はそうじゃないと思うです。まして、この指定管理者という、今までと違う、これは住民にとってどれだけの形で変わってくるか、といったら、私は今までのような委託業務の方がまだ、町としては責任取れるんだと思うんです。そういう指定管理者という制度ができて、それをお願いするという、契約するという事に対して、やはり慎重にならざるを得ないんじゃないかなと、私は今の時点では思っております。だから、早急にね、やはり町民のために、指定管理者として契約できる相手に成長してほしいんですよ、私は。その点しっかりとやってほしい、再度お聞きします。

町長 小野委員ご指摘のように、やっぱり小野議員のお気持ちというのはやっぱり十分分かると思います。我々としてもやっぱり、今ご指摘の事務局長にしても、やっぱり皆が反省をしながら、観光協会の関係等について活動をしていただく。初心にかえてやっていく事が、一番大事であると思います。そういう事を踏まえて、我々としては反省しながら、観光協会としての位置付けをしていただいて、そしてまたそういう中で、色々と人事の関係等についても、今後やっぱり、いつま

で事務局長がこのままでいるわけがないですから、早く誰かを後任として事務局長もやっぱり選任をしていかなかったら、やっぱりいつまでもそういう事は続きませんし、できるだけその後任としての方をできるだけ早く決めていくことも、我々としては大事ではないかなと考えております。その中で、今、小野委員ご指摘のように、そういう事も十分踏まえて、職員共々、努力をしながら、結果的に観光協会よかったと言われるような形を作ってまいりたいと考えております。

委員長

他にございませんでしょうか。

次に、(6)斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。川端観光産業課長補佐。

観光産業  
課長補佐

それでは、斑鳩の里観光案内所、法隆寺 i センターですけれども、指定管理者の指定について、説明させていただきます。同じく斑鳩の里観光案内所につきましても、同条例の一部改正を12月議会で議決していただいております。

このことから、平成18年度からは観光駐車場と共に指定管理者による管理運営をしていくこととなります。この運営に関しましても、今現在、管理、運営しております観光協会に対して、指定管理の優先をするという事で、諸手続きを今現在、同じように行っておりますので、指定管理者につきましても、審査委員会で選定する運びとなっております。この候補者につきましては、次の3月議会に上程する事になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど申しましたとおり、観光協会に対しましては、この i センター、特に観光案内の拠点となります。また、窓口の一番最先端になりますので、この観光協会としての接遇マナー等、色々、今後改善していかねばならないところもありますので、これにつきましても、担当課として、引続き協議をしている最中ですので、よろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(7) 町道の認定及び路線変更について、理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 町道の認定及び路線変更についてであります。3月議会に上程を予定いたしております内容につきまして、お手元に配布しております資料8に基づきましてご説明を申し上げていきたいというように考えます。

まず始めに、1ページ目なのですが、路線数につきましては、8路線であります。1枚目につきましては、それぞれの8路線の位置を示しているというものでございます。

それでは、各路線ごとにつきまして、整理番号順に基づきまして、ご説明をしていきたいと思っておりますので、次のページをご覧くださいというように思います。

はじめに、整理番号1であります。これにつきましては、東福寺1丁目地内で、町道393号線であります。底地の整理が完了した事によりまして、延長128.7メートル、幅員最少4.0m、最大幅員8.4mで、既存町道につきましては、373号線から町道302号線に接する道路でございます。

次に整理番号2であります。同じく東福寺1丁目地内で、町道394号線であります。開発道路としていただいたものであり、延長は46.0メートル、幅員最少が6.2m、最大幅員が13.3mで、整理番号1の393号線から既存町道の380号線に接する道路であります。

次に整理番号3であります。3につきましては、阿波2丁目地内で町道395号線であります。道路の底地整理として完了できた事によ

りまして、延長115.9メートル、幅員最少3.3m、幅員最大11.6mで、既存町道306号線から町道325号線に接する道路であります。

次に整理番号4であります。これも阿波2丁目地内道路についてであります。平成16年度から地元要望によりまして、地元役員の方々と協議を進めてまいりましたが、集団和解の手続きの書類が完成したことによりまして、今回、町道の認定をお願いするものでございます。町道396号線であります。延長112.1メートル、幅員最少4.5m、最大が5.4mで、町道306号線に接する道路であります。

次に整理番号5であります。同じくこれも阿波2丁目地内で町道397号線であります。延長は99.4メートル、幅員最少4.2m、最大が7.3mであります。

次に整理番号6でございます。同じく阿波2丁目地内で町道398号線であります。延長48.1メートルで、幅員最少4.3m、最大6.5mであります。

次に整理番号7であります。これも同じく阿波2丁目地内で町道399号線であります。延長43.8メートルで、幅員最少4.0m、幅員最大が7.0mです。

次に整理番号8であります。同じく阿波2丁目地内で町道356号線ありますが、これについては、終点の変更が生じる事から、路線の変更という形をお願いするものであります。延長につきましては128.2メートルで、幅員最少4.0m、最大が6.0mであります。

それから、合わせまして、前回委員会でご要望いただきました、路線番号図につきましてですが、別紙でつけておりますので、斑鳩町内の路線番号をふる場合の元となっているものでございます。同じく添付させていただいておりますので、よろしく願いしておきます。

以上、簡単であります。3月議会に上程をいたします町道認定及び路線の変更についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 底地が整備されたという事なんですけれども、これはもう全部町有地になっておるんかどうかですね。それと、これは図面見てますとすな、阿波地区なんか、これもうちちょっと路線を少なくでけへんのかな、統一するというんか。

建設課長 底地の関係については、まず基本的に、以前からも申し上げておりますけれども、底地の整理をできたところからやっていくという形でございます。特に阿波地区につきましては、平成15年度でしたですか、これについて、この一帯の路線につきましては、整理番号4から8番につきましては、権利につきまして寄付をいただいたという形があります。それと合わせて、地籍困難、という形のものがありまして、全体的に地籍を確認しなければできない、区域が定まらないという事がありまして、16年度から17年度、今年度にかけて2ヶ年で整理を、地元と協議をしながら進めて参りました。そういった中で、関係各位のご理解とご協力をいただきまして、それぞれの区域の決定ができましたので、これができた事によって、今回上程していくものでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、合わせましてこの路線のもう少しできないか、という事なんですけれども、本来、この団地区域については、道路としてループ状になっているものでございまして、それについては、形で持っていく場合、どうしても折れ点ですか、Lという形のものとか、Uという形であれば、それを一路線とみなす事ができるんですが、しかし、その先線が延びておる場合には、やはり位置づけがなかなか難しい、という事でありまして、今回も同じく公道から公道、という形で認定をお願いさせていただいた、という事でよろしくご理解をお願いしたいと思ひます。

吉川委員 えらい述べてもろてんけどね、私聞ってるのはもう町有地になってあるのかどうかだけで結構ですんで、全部町有地になってあるんやったら町有地になってあると、いう事さえ言ってもろたら、そんで結構なんです。後でもめんようにしとかないとですね、斑鳩町の中でも町道になってあるのに、底地が個人のものでまだだいぶ残ってますのでね。これは何も今のやつやなしに、昔のやつやけど、そういう事のないうちに、私は注意を払って、登記できてから認定を出すように、私はお願いしたいと思います。

もう一点ですね。整理番号7の399号線の矢印ですね、そのところから、上というのか、北側になると思うんですけど、太線ありますね。これは306に認定というわけですか。その間が整理ができてないと思うんやけど、これは何か問題があってできないんか、ここで抑えてあのかでんな。ここまでやったら、せめてその突き当たりの道までですね、やっぱり整理をするように、私は努力をすべきだと思うんですけども、ここらの経緯、分かってあったら。もし、いや、もう、ちょっと、こういうところでは公表したらいかんというのやったら別ですけども、もし話できるんやったらお聞かせいただきたい。

建設課長 今、整理番号7についての関係と合わせまして、整理番号3との間の関係なんですけど、これについては、2筆の地権者がございまして、この状況についても、我々もお話させていただいたんですけども、なかなかお話がまとまらない、という形でありますので、今回の区域については、阿波の区域が集団和解の中では、この矢印のところだったんですけども、やっぱり我々としてもその努力もさせていただきました。しかし、まとまらなかったという事で、今回は挙げておりません。

吉川委員 努力していただいて、ならなかったという事聞きましたんで、あれですけど、今後、こういうところがあったらできるだけ突き当たりの路線までですね、完成なるように、なお一層の努力を、私はお願いを

しておきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。小野委員。

小野委員 今の吉川委員の質問の中にもあったように、やはり新しく認定を出してこられてるのは、みんな整理できたところ。そしてまさしく今、吉川委員が指摘されたこの部分については、今の課長の答弁では地権者が2人おられて、交渉にいつてもちょっと無理だという事で、この間だけ空けて、という形やというの理解できるんですが、そしたら、今、例えばこの整理番号3の道路についても、これは私も以前から何回か指摘してて、そしてこの地権者の名前まで話させてもらってたと思うんですね。そして、部分的に他のところは、町が色々拡張とかで買収か寄付を受けられて、整理をされてきたんですが、この東側のところまで、町道325号線まで当たらないという事で、今になったと思うんです。今、課長が言ったように、阿波地区の集団和解のことで、その事もまた交渉に行かれて、はれてと言うんですか、所有権が町へ変わったから395号線という事を出してこられたと思うんですが、やはり交渉事ですし、必ずこれはもう生活道路なんですね、この残ってる部分。今、認定ができない状態やという事。それはやっぱり継続していかなるべきだと思うし、やはり集中的にこういう機会をとらまえて、お願いに行くと。でないと、阿波の中でのいろんな経緯もありますから、その事で登記面では寄付を受けたような形になっても色々なことがあるという事ですので、その事が、これから一人歩きしていく可能性ありますので、早急にしてもらいたい。

それから、今、登記面がどないなっているのか。一人の方は、以前持っておられた方は亡くなられたと思いますし、また片一方は法人だったらね、この阿波地区での、前々回ですかね、抵当権の抹消という事で、その法人が解散していたと。そういう登記面とか色々な経費もかかってきますので、できるだけ早く行ってもらいたい。また、その法人がね、今、この道路に面してお住まいの方が、その法人から購入

されてたらね、話がしやすいんですね。だけど、その住宅、法人が転売、そういう造成して売られた方が転売されてたらね、その法人とのつながりというのは、もう無くなってくるんですね。そうすれば、だんだんだんだん難しくなってくる。その住民の方にも色々話をして、もし、その法人から直接購入されている方でしたらね、話のしようもあると思うんです。だから、難しかった、というだけの答弁では、私は物足りないと思いますし、それと、吉川委員が最初におっしゃったように、既に認定をしてあって、まだ権利が残ってる土地というのは、たくさんあると思うんです。何年か前にそれを整理しよう、という事でそのピックアップをされたと思うんですけどね。それらについてもやはり、年次計画を立ててね、やってもらいたい。全部、それは横へ置いてあるように、私は思っているんですが、されてるんだと思うんですが、何かあった時にそれをきちっと町の方へ、所有権が移転してもらおうというの、一つのやり方が分かりませんが、その時期を待ってたら、なかなか難しい事もあるし、時期を待つ方が住民にとって、経費がかからないという事もあると思いますが、将来的にそれはそちらの方の環境づくりは難しいんじゃないかなと。だんだんだんだん、シビアになってくるんじゃないかなと、私も思いますので是非ともお願いしたいなと思います。その点についてもしあれでしたら、方針でもお聞かせいただきたいと思います。

町 長

この関係等については、先ほど堤課長が申しましたように、最大の努力をして、我々としても助役も色々とした。結局2件中、待ってるものが2件あって、一人は亡くなって、ハダチさんという方が亡くなっておられる。片一方は、物件がある関係で、なかなかそういう点で行き詰まっておるというのが現状でして、最大限努力はしたものですから、我々としては阿波2丁目の関係については、平成15年の当時議長さんが、色々あの関係等について、当然それは整理すべきという事で、最大努力をして参った。ここまで精一杯こられたという事で、努力はしたものの、後、残された関係等については、堤課長も申して



ますように、我々としてはやっぱりここまできた以上は全力を挙げて、そういう気持ちを持っております。残された関係等については、我々は精一杯やっていきたいと思っております。

小野委員　それと、以前、質問して、どういう整理の仕方してるんだという事で、これでよく分かります。偶然、この300地区と言うんですか、今、399ですか、予定として。もう一本出てきたら、3000という表示の仕方をしていくという事でよろしいですね。

建設課長　お手元に前回の資料という事でご指摘いただいて、資料を添付しております。400番代が同じく499からそれ以上という事で、4000番代という事ですので、議員が申されているように、300番代につきましても、399番の次は3000番代という番号が付くという風に考えております。

委員長　他にございませんか。  
午前10時20分まで休憩といたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時21分 再開)

委員長　再開いたします。  
以上、3月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

委員長　次に、各課報告事項について、(1)平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて報告を求めます。

都市整備　それでは、都市整備課が所管いたします平成17年度一般会計補正

課参事

予算（第7号）につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料9をご覧くださいと思います。

まず、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかります、減額補正でございます。第7款土木費のJR法隆寺駅周辺整備事業費でございます。昨年9月議会で増額補正をさせていただきました、日本テレコム株式会社の光ケーブル回線の移転に伴う補償工事が完了いたしまして、補償額が確定いたしましたことから、補償金で389万8,000円の減額補正をお願いする予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に繰越明許費補正でございます。第7款土木費、第4項の都市計画費の法隆寺線整備に係るものでございます。龍田地区において事業の進捗状況から、今年度に予定しておりました調査委託が年度内に執行できない見込みでありますことから、780万1,000円の繰越明許費の設定をお願いする予定でございます。

続きまして、駅周辺整備に係るものについてでございます。第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業費につきまして、駅舎自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から、今年度に予定しておりました自由通路工事並びに橋上駅舎工事の一部が執行できない見込みであることなどから、6億4,048万9,000円につきまして繰越明許費の設定をお願いする予定でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、都市整備課が所管いたしますものについてのご説明とさせていただきます。

建設課長

続きまして、建設課所管にかかるものにつきまして、報告申し上げます。繰越明許費であります、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、道路新設改良事業であります、4,015万円につきまして、今年度、事業として計画しておりましたが、予定しておりました町道407号線ではありますが、地元関係と、再三協議を重ねてきた結果、用地の方がこの度まとまりましたので、事業費につきまして、次年度

へ繰越をお願いするものであります。

以上、簡単であります、建設課所管に関するものについての報告を終らせていただきたいと思います。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 道路新設改良費、努力はしてくれはったと思うんやけどね。いつ頃からか実際に尋ねて行かはったんか、土地協力してもらわないけまへんわな。いつから行って、準備をしていただいたんか。

建設課長 この路線につきましては、一昨年に境界の立会等を進める中で、関係者にご協力いただきました。条件面につきましては、昨年度、平成17年の末以降になったんですが、それによって交渉もしてきたんですけども、なかなか条件面でのまとまりができなかったという事があります。この1月にそういった事業を纏めることができました。今後、我々、それぞれ、これ以外の路線につきましても、なるべく早く資料を収集いたしまして、事業がスムーズに進むように努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川委員 私がいつも申し上げているようには、うまいこといかんと思ひんやけどでんな、もう少し早目から、いつも申してますように、やっぱり難しい場所については、特に早くからお願ひにあがり、説明にあがってですね、協力を求めるように、私は今後、各事業についてお願ひしたい、このように思ひますので、難しい事もあるかと思ひけども、最大の努力をしてでんな、こういう事のないように、年度内にできるようにお願ひしたい、要望しときます。終ります。

委員長 他に。小野委員。

小野委員　　ちょっと、私の聞き間違えかどうかあれですけど、もし間違っていたらごめんなさい。今、407号線ですか。407号線と言ったら三代川右岸という事で五ヶ年計画に入っている。どの辺りなんですかね。

建設課長　　この407号線につきましては、三代川の右岸堤防という事で、五ヶ年事業として位置づけをさせていただいている中で、大和川へ抜ける三代川の橋、以前に付替えをして、新たな道ができておるんですけども、その取り合いから約100メートル上流へ上がったところから、服部川のところの計画路線という事で計画を位置づけさせていただいています。そのうちのちょうど約半分、250メートル間につきましては、今回、この事業として地元と協議を進めてきたという形であります。路線的には稲葉地域になるという形のものであります。

小野委員　　あの辺り、なかなか地図が難しいところですし、それらについても、ある程度の調査もみな終った話なのか、地図も混乱してるところあると思うので、それを施工する為に見切り発車という形が取られて、あとでなかなか戻らないという事があるんで、その事についても、辺り全体のことで、14条地図の整理云々の話もさせてもらっとるんですがね、残念ながらね、14条地図については、予算も色々確保できてきとって、各地でされとるんですが、奈良の斑鳩出張所管内で、三郷の方でやる、という事になっとったんがね、頓挫しとるんです。なぜかと言ったら、郡部には14条地図を適用しないような法務省の方からのそういう形、国調図面で補てんしていけ、というような一つの線が引かれとると思うんです。だから、何年か前から斑鳩町ですんねや、という事で何回か交渉もした事もあるんですが、集団和解的な大きな地図訂正を行う、町の方のやられざるを得んようになってくると思いますので、それでもしっかり加えてやってやってもらうのが、そのやれたは、今度、分筆ができないような状態、生じてくる可能性が十分ありますので、気を付けてやってもらいたいと、それだけお願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(2) 斑鳩町町営住宅入居者募集について報告を求めます。  
堤建設課長。

建設課長 斑鳩町町営住宅入居者募集についてであります。追手団地1戸、101号と長田団地1戸、300号の2戸につきまして、それぞれ入居者が退去された事に伴いまして、今回募集を行ったところでございます。募集につきましては、2月のお知らせ版に掲載いたしまして、住民周知を図ったところでございます。その主な内容につきましては、入居申込書の配布につきましては、2月13日、昨日から行いまして、2月24日の10日間で配布をするという形でしています。申込み用紙の受付は2月27日から3月10日の間で受け付けを行って参りたいというように考えております。その後、申込みの実態調査並びに入居者選考委員会の審査を経て、入居決定をして参りたいというように考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(3) 斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱(案)について報告を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の制定についてご説明申し上げます。

要綱の内容を説明をさせていただく前に、まず、建築物の耐震化に関します状況や、来年度より実施いたします耐震診断の支援事業の内容について、説明をさせていただきます。

近年、新潟中越地震や大地震発生の可能性は低いと言われておりました福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生いたしまして、大きな被害が生じております。今般、大地震は、どの地域で発生してもおかしくないという状況でございます。奈良県につきましても、全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されておりました、また、活断層を震源といたします内陸型地震の可能性も指摘されているところでございます。大地震に対する備えは、必要不可欠なものでございます。とりわけ、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災では、地震発生後の犠牲者の8割以上の方が、建築物の倒壊によります窒息死、圧死が原因となっております、建築物の耐震化の促進を図ることは、まさしく緊急かつ重要課題であります。この問題に対応するため、斑鳩町では来年度より、住民の皆様方に、お住まいの建物が大地震に耐えることができるかどうかを認識いただきまして、また建物の補強や改修の必要性を判断いただくという事を目的といたしまして、耐震診断の普及を行ってまいりたいと。耐震診断に対します支援制度を国及び県の補助制度を活用しながら実施して参りたいと考えております。

それでは、お手元資料番号10-1をご覧くださいと思います。こちらの資料に基づき、事業の流れに沿って、ご説明申し上げます。

まず、1番目でございます。このフレーム図のところに①から順番に流れを示しております。

①でございますが、町からの耐震診断の助成の募集をいたします。これに対しまして、住民の方々からご相談をお受けいたしまして、助成の要件に適合しているかなどを審査いたしました後に、②でございますが、住民の方から町へ、助成申請を行っていただくこととなります。助成申請に対しましては、町から住民の方に助成決定の通知を行いました後、③でございますが、町から耐震診断協議会に対しまして、

耐震診断員の推薦の依頼を行います。耐震診断協議会は、奈良県がこの支援事業を実施するにあたりまして、奈良県建築士会、奈良県建築士事務所協会、なら建築住宅センターを中心に設立されました任意組織であります。耐震診断員の推薦や、契約手続きの代行手続きなどに関する事務を行っております。また耐震診断員につきましては、実際に耐震診断を行っていく方でございまして、奈良県に登録された建築士などの有資格者となっております。

続きまして④でございますが、町からの推薦依頼に基づきまして、耐震診断協議会と耐震診断員の間で派遣調整が行われます。調査を実施いたします耐震診断員が決定されることとなります。この後、協議会から町を経由いたしまして、住民の方に耐震診断員が決定した旨の連絡をさせていただく事となります。

続きまして、フレーム図の中央の2重線で枠囲みとなっております部分であります。耐震診断の実施にあたりましては、⑤の住民、斑鳩町、耐震診断員の3者で耐震診断の業務委託契約を締結することとなります。なお、本支援事業におきましては、診断料は一律、一件3万円となっております。内訳といたしましては、1万円が住民の方の自己負担、残りの2万円が町の負担という事になってございます。そして、契約の締結後、⑥であります。耐震診断員が現地に赴きまして耐震診断が実施されることとなります。建物調査の後、この時点におきまして、住民の方から直接、耐震診断員に1万円の負担額をお支払いいただくという事となります。この後、⑦でありますけれども、耐震診断員は、現地調査で得られましたデータを基に、耐震診断報告書を作成いたしまして、耐震診断協議会に提出されるということとなります。提出されました報告書は、耐震診断協議会におきまして内容のチェックがなされたあと、⑧、町へ成果品といたしまして2部の耐震診断報告書が提出されることとなります。最後に⑨であります。報告書の1部を町から住民の方にお渡しするという事になりまして、これで診断が終るという事になってございます。この後、耐震診断員から診断にかかります請求書の提出を受けまして、町の負担額であり

ます2万円を耐震診断員に支払うということになります。

なお、この制度は国及び県の補助を受け、実施するものでございまして、国からは1件あたり1万円、県からは1件あたり5千円の補助が町に対してございますことから、町の実質的な負担額は1件あたり5千円という事になっております。

それでは、要綱の規定につきまして、ご説明をさせていただきますので資料番号10-2をご覧くださいと思います。

まず、第1条は、要綱の趣旨に関する規定でありまして、本要綱は事業対象となる地域や建築物、また申請に関する手続きなど、耐震診断の支援事業を実施する上で必要な事項を定めるものである旨を規定しております。続きまして、第2条では、用語の定義に関する規定でございます。まず、第1号では「住宅」を、一戸建ての住宅及び長屋住宅及び共同住宅と定義しております。また、このうち、店舗など住宅以外の用途を兼ねている場合、住宅以外の用途の床面積が延べ面積の1/2未満であれば、住宅として取扱う旨を定めております。

次に第2号でありますけれども、「耐震診断」の定義を、「奈良県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう」と定義しておりまして、耐震診断に関する技術的な基準は、県において定められております基準に準拠いたしております。

続きまして第3号ですが、「耐震診断員」を定義いたしております。て、「奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱第5条第1項の規定に基づき奈良県に登録されている者」と規定しており、具体的な登録要件といたしましては、奈良県知事の登録を受けている建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士又は奈良県内で建設業の許可を受けた営業所に勤務し、7年以上の建築実務経験を有する建築大工技能士で、奈良県が主催いたします「既存木造住宅耐震診断・改修技術者講習会」もしくはこれと同程度の講習を受講された方となっております。

続きまして、第3条であります。が、事業対象区域に関する規定でございます。事業対象区域につきましては、県の補助要綱におきまして、



補助の対象となります区域要件が定められておりまして、本条の各号の規定は県の規定に即した内容となっております。斑鳩町におきましては、第1号から第5号までの規定をそれぞれ適用いたしますと、斑鳩町全域が事業対象区域に含まれるということになります。

続きまして、第4条は、事業対象建築物に関する規定でございます。事業対象建築物は「事業対象区域内に存する住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法の木造住宅で、延べ面積が概ね250㎡未満かつ、2階建て以下もの」と定めております。事業対象建築物につきましても、県の補助要綱において補助対象となります建築物に関する規定がございますことから、県の補助要綱の規定と同じ内容となっております。ここで、なぜ、昭和56年5月31日が基準日となっているかと申しますと、昭和56年6月に、建築基準法の大地震に対する構造安全性の基準が大幅に改正をされておりまして、これを一般的に新耐震基準と呼んでおります。阪神・淡路大震災におきましては、新耐震基準に基づき建てられた建物には被害が少なく、新耐震基準以前の建物につきましても、大きな被害が見受けられたという事から、新耐震基準の施行以降に建てられた住宅の耐震性につきましては、概ね安全であると考えられているからであります。

続きまして、第5条は事業の対象者に関する規定でございます。事業対象者は事業対象建築物の所有者といたしております。

続きまして、第6条は、助成内容に関する規定でございます。まず、第1項におきまして、助成の内容を、耐震診断員の派遣及び耐震診断員の派遣に必要な経費の一部の負担と定めております。次に第2項は、それぞれの経費の負担額を定めたものでございまして、耐震診断に要する経費といたしまして1件あたり3万円のうち、2万円を町が助成し、1万円を住宅の所有者の負担額とする旨を定めております。

続きまして、第7条は、助成の申請に関する規定でございます。第1項は、助成の申請手続きについて定めたものであります。次に第2項では、申請に必要な添付書類について、第1号から第4号におきまして定めております。

続きまして第8条は、助成の決定等に関する規定でございます。まず第1項では、助成の決定があった場合の申請者への助成決定の通知の手続き及び決定の際、助成の目的を達成させるために、必要な条件を付すことが可能な旨を定めております。次に第2項では、助成をしないことを決定した場合の申請者への通知の手続きを定めております。

続きまして、第9条は、負担額の支払に関する規定でございます。まず第1項では、町の負担額となります2万円を耐震診断の実施結果に関する報告書の提出を受けた後に、町から耐震診断員に支払う旨を定めたものでございます。第2項は、住宅の所有者の負担額となります1万円を建物の現地調査の終了後に、住宅の所有者から耐震診断員に支払う旨を定めたものでございます。

続きまして、第10条では、助成内容の変更が生じた場合の手続きを定めておりまして、まず第1項では助成の決定内容に変更が生じた場合、町長の承認が必要なことを定めております。次に第2項では、変更を承認した場合の、申請者への通知の手続きを定めております。

続きまして、第11条では、助成の中止に関する手続きを定めております。まず第1項は、助成を中止する場合、町長の承認が必要となっております。その承認申請手続きを定めるものでございます。次に第2項では、中止を承認した場合の、申請者への通知手続きを定めております。

続きまして、第12条では、助成決定の取消し等に関する内容を定めておりまして、もし助成申請の内容に虚偽等がございました場合、町長は助成の決定を取り消すことや、助成金の返還を命じることができ旨を定めております。

続きまして第13条では、その他といたしまして、この要綱に規定する事項のほかは、町長が別に定める旨を規定しております。

最後であります。付則におきまして、本要綱の施行時期について、平成18年4月1日より施行することを規定いたしております。

以上で斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱（案）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 要綱の説明を受けたわけなんですけれども、先に説明を受けた、分かっておるんですけども、これだけ見てますと、町の負担は2万円という事になっているけれども、実際には5,000円しか出してもらえない。対象者は1万円出すわけですわな。これはもうちょっとあげてもらわねえにいかんのかな。国と県で1万5,000円出してくれるわけやね。せやから、5,000円しか出ない。これを、3万円という事やから、所有者負担を、7,000円やったら7,000円、8,000円やったら8,000円、2,000円でも減らせへんのか。それとですね、助成の申請の第2項に建築時期が確認できる書類、という事ですけども、実際に分からない、古い建物ほど、できたら、これを活用したいと私も特にそう思っておるわけなんですけれども、建築時期の確認っていうのは、ちょっとできないと思うんですよ。100年以上経ってあったらね、そういう場合はどうなるのか。まず2点。

都市整備課長 まず、1点目の負担額でございます。この計画におきましては、国の助成1万円、県の助成が5,000円という事になってございまして、あと、個人の負担額が1万円ですね、これをもっと安くできないか、といったご質問かと思えます。今回ですね、一応この、県は5,000円の補助金があるという事でございますので、一応一定、町といたしましては、まず本人さん、所有者の耐震に関する意識を高めていただく必要があるという事で、住民さんにそういう意識を持ってもらうためにも、例えば、ただであったり、あまりにも安い費用であったり、という事ではなしに、一定、やはり1万円程度の負担いただく、それでもやっぱり、やっていこうという事で意識を持っていただくという必要があるという事で、住民さん1万円、町が5,000

円の負担という事で考えさせていただいております。

2点目、建築時期の確認でありますけれども、委員ご質問いただきましたように、非常に古い建物につきましては、建築確認等もない建物もあるかと思えます。まずは、この、昭和56年以前、56年5月31日以前であるかどうか、という事が今回の基準になりますものから、まず、調査といたしましては、例えば税務課の名寄帳であったりですね、そういうところ辺の資料を提供を求めてみたり、あるいは聞き取り等でその辺の確認を行っていきたいと考えております。

吉川委員 町の負担額なんですけどね。実際、これだけ、要綱だけ見てますと、えらい、町2万円も出してくれはんねんな、という感覚やけど、実際には中身は違うわけやね。町は5,000円しか出してくれへん。やっぱり、課長も説明の中でおっしゃってるように、私も本当にいい事だと思いますし、できたらもう少し対象者、診断を受ける方の負担を町と同じくらいにまでは、何とかでけへんの。

都市整備課長 現在のところですね、まずは、最初の支援事業という事でございますので、今回の事業の枠組みといたしましては、町の負担は5,000円という事で、住民の方は1万円という事でお願いしたいと思っております。

吉川委員 その5,000円という額は、どっからはじき出さはったん。

都市整備課長 これはですね、県が制度として実施しております補助制度がございますので、そこで、国が1万円、県が5千円、町が5,000円という形で規定しておりまして、それに基づいて町が5,000円の負担をするという事で決めております。

吉川委員 言っておられる事は分からんでもないですけどね、やっぱり斑鳩町として、やっぱりこの事業が必要だという事で県、国の関係からこれ

を斑鳩町も取上げていただいたと思うんですけどね。そこはやっぱり斑鳩町としてやはりこれは必要だという考えを持つんなら、私はやっぱりせめて、対象者と半分くらいに考え直す気持ちはないんか、ただ、初めから5,000円と決めたから、5,000円で押し通すんや、という事やなしに、やっぱり所有者の気持ちになってね、もし、そういうような診断受けて、あとのお金は申請出さなあかんわな、改修するかしないか。それで助かった場合には、やっぱり斑鳩町としても、仮に半分やったら2,500円ずつ位は、町として私は有効に、出した補助金の金額はあれしてくると思う。実際に、もうつぶれて何してしまうと、固定資産税は入って来ない。だからそこらも考えて、何とか考えられへんの。

都市整備  
課長

いただいておりますご意見であります、この制度は先ほども申し上げましたように、奈良県の既存木造住宅耐震診断支援事業補助制度というこの制度を活用しているという事がございまして、その中にその中に耐震診断料が3万円、その負担の内訳が国が1万円、県が5,000円、町が5,000円、住民の方が1万円という事で規定をされてございまして、助成制度を受けるという事を前提に規定している制度でございまして、この規定に基づいた形での負担額を設定をさせていただいております、という事でございまして、現状では町が5千円、住民さんが1万円を負担をしていただくという事で施行していきたいという事で考えております。

吉川委員

今の話聞いてると、そんなん町が考えたんやから、そんなもん辛抱せい、という事で押し付けてるのと一緒や。皆さんの意見聞いてもらたったらいいけども、私は実際に町全体に古い家、西里なんか行ったらやっぱり斑鳩町の一番、昔からの家並みがあるわけ。それを残そうと、それをしようという事で、今、全国的にもそういう運動が起こってる。それをやっぱり支えるためにも、私は、えらい金額やったら別やけどでんな、気持ちの問題や。知らへんだら、2万円も出してくれ

はんねや、わしら出すより倍出してくれはんねん、という事になるけど、知ったら、何やこんなん、国と県とで1万5,000円も出たんねや。わしらは負担は1万円で、町みたいなん5,000円や。という事で、私はやっぱり住民に説明に行かれた場合でも、これは県がこういう制度を作って、それに準用というんか、してやってもらう事については、私は分かりますけれども、やはり斑鳩町もその気になって、私はこういう制度は大いに活用すべきであり、また、斑鳩町としてのカラーを、私は出すべきだと思うんですけど、そこはどうですか。

都市整備課長 町としての姿勢という事やったと思いますが、やはりこれは奈良県下、各市町村ですね、県の助成制度に基づいて、町が助成を受けながら事業を進めていくという事業でありますので、現状では県の規定に基づいた形で運用していく必要があるという事でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

吉川委員 これ、斑鳩町の5,000円の負担は、どこで審議して、決められたんですか。

都市整備課長 我々町内部で、この、各県なり、国の助成制度も含めてですね、町内部で検討した結果という事で、今回ご説明を申し上げているというところでございます。

吉川委員 なんぼ言っても一緒ですので、結構です。

中川委員 今の吉川委員の質問にちょっと重複しますが、これ、今、いろんな地震で、災害で死亡という事故起こってますから、自分でしようと思ったら3万円要ると、国が3分の1、1万円、県・町で3分の1、1万円、自分の責任で1万円。吉川委員がおっしゃるように、なるべく少ない負担でという思いもあろうかと思いますが、全国一律こういう負担の仕方なんかどうか、ちょっと教えていただけますか。

都市整備課長 申し訳ございません。全国的に調査をしてございません。県下ではこういう形で施行されているという事を確認いたしているわけなんですけれども。

中川委員 奈良県下はこういう同じ、1万円の負担という事ですか、各個人で。

都市整備課長 奈良県の助成制度が平成17年4月から施行されておまして、これに基づきます助成制度におけます各負担と申しますのは、説明させていただきましてとおりで、横並びになってございます。他の市町村も同じであります。

奈良県下で申しますとこの県の助成制度を活用している市町村と申しますのは、桜井市、河合町、大淀町、下市町、吉野町、山添村、この6市町村になってございまして、桜井市が昨年11月から実施をされている状況でございまして、この助成制度は県の補助制度を活用しておりますので、負担割合は一定という事でございます。

中川委員 17年から県の助成制度を活用してるという事は、なんぼ私らがこうしてほしい、もっと負担少なくしてほしいと言ったところで、動かせないという状況ちゃいますやろ。

都市整備課長 現状では県の規定に則った形で町も助成を受けていくという事になっておりますので、一応、その規定がそのまま変更せず、いく必要があるかと思えます。

吉川委員 固守はしませんけどね。今の説明聞いてたら、何やこの1万円は下げられへんねや、という印象を与えるけどね、私はそうじゃないと思う。下げよと言いまへんけどね、言わないけど、今の話聞いてたら何やこれ、1万円は下げられへん、決まりやと、県でね。そういう印象を与えるけども、そうじゃないと思うわ、斑鳩町5,000円にして

もいいんじゃないかと思う。それだけ聞かせてください。

町 長

恐らく、これ、17年度からできてきたというのは、国の関係等にならって、奈良県の建築士会等と県が協議をして、17年度にそういう事ができると。まず、建築士協会が、受け皿がうんと言わん限りはなかなかできませんから、そういう経過で17年から県がスタートした。国が1万円、県が5,000円、町が5,000円という形になってますけれども、この実態等、今先ほど藤川課長の方から申しましたように、17年度で桜井市あるいは河合町、下市とかそういう、やっているとところを十二分に考えてこういう形になったと思いますけど、吉川委員おっしゃるように、自己負担1万円を下げたらいいやないか、という事になるわけですがけれども、その辺のことも十分に考えていかなかったら、我々行政間の関係もございますし、斑鳩町だけ自己負担額を7,500円やという事になってしまったら、またこれも色々反発が出てくると思いますので、そこらを十分調整させていただいて、それがクリアできるんだったら、町としても考えていきますけれども、やっぱり過去に、17年度から発足してやってる市町村がございますから、これは十二分に考えさせていただいて、進めて参りたいと思います。

吉川委員

町長、言葉返すようですけどね、よその町村はこうやってるからって、これは国が決めてきて、こうせんなら1万円は出しまへんで、と言わんねんやったら別やけど、わし何もこれ、5,000円にしたよってに、5,000円も1万円も私は意見言ったから結構ですけども、それは何も5,000円にしたよってに、ってよその町村へ遠慮せんなんことあらへん。斑鳩町はやっぱり負担減らして住民のために考えてんな、と評価を受けると思いますよ。これは意見にしときますけど。

町 長

吉川委員がおっしゃっているのは分かります。私は受け皿の建築士



会が、関係で、仮に斑鳩町さんは7,500円負担してください、他やったら5,000円やないかと、こうなってきたときに、建築士会の方が、やっぱりそういう協定を結んでいるという事があるのか、ないのか、そこらをまず考えていかなかったら、吉川委員がおっしゃっていただいていますように、それが関係ないと、そういう事で自由にやってください、という事でしたら私はそら、あれですけども。特に色々と、インフルエンザの関係等についても、別の話ですけども、私らは無料でやってると。しかし昨今、王寺と斑鳩だけが無料であとは千円を負担をいただくという事をされてますから、そこらを考えますと、やっぱり十二分に、出発する時にそういう事を考えていかなかったら、建築士会、受け皿とやっぱり県の関係等、必ず建築士会の方々がたくさんおられて、会の方々が分かりましたと、恐らく3万円で建築士会も、これで物件一件が3万円で収まると、私は思いませんが、何らかの形で努力をされていると思います。そういう事も踏まえて十二分に検討させていただきたいと思います。

吉川委員　もう一回だけ言わせてください。わしはね、町長。これは、建築士組合か、何かで3万円でやって、私の考えでは安くやってくれはんねんなど。これは、県なり国なり管理者の努力や。3万円で引き受けたところがね、斑鳩町が5,000円だと言って、何も異議は、私はないと思いますよ。町長がおっしゃっている、他町村とのあれは、町長の立場としては分かるけどもでんな。建築士協会から引き受けてくれた3万円については、私はここは3万円もらったらいいだけやから、それが国がみな出そうが、県がみな出そうが、個人みな出そうが、私はやってもらえるものやと、私はそういう解釈しますけどね。もう結構です。

委員長　他に。小野委員。

小野委員　今の話、私もそら、色々あるんだと思うんですが、吉川委員おっし

やっている通りだと思うし、町長が建築士会どうのこうの、というのはちょっと議論のすり替えじゃないかなと、私もちょっと思います。大変失礼やけど。それでね、先ほど中川委員も言ったように、町と個人の負担の率を変える事によって、県からの補助金がおりにないのか、とか、そういう事なんですよ、根本的な話はね。だから、私は、先にこう言って悪いんですが、やはり財政的なことも考えて、それと、藤川課長が最初に答弁されたように、やはり個人の負担というのをある程度のところまでもってキープしなければ、いけないやという事で話してもらうという事の方が、私は住民。それと、この事業対象という事がありますので、対象区域から除外される方、住民にとってみたら、その方については補助金が全然ないという事ですから、住民の公平性から意味から言えば、そういう打ち出しの形でされる理由はもっと明確に説明できるんじゃないかなと、私は思います。その中で例えばですよ、第3条の事業対象区域の中に、この3号に、世界遺産及び文化財建造物等の周辺で、という事で、これは各市町村ともあるとは、絶対限らないと思うんですよ。まして世界遺産という言葉は、それを言える自治体というのは奈良県内でも少ないと思いますし、そうしたところで、こういう対象区域の方で、例えば県の支援事業の要綱の中の、対象区域にそういう事は謳ってあるのか、いや、別にそれはその区域が、微妙に違うところが出てくるのかなと。町でこの要綱どおり、対象区域やという事で進めていって、今度、県、国が、いや、だめやという事があつたら、これは住民にとっても、この事業の支援を受けよとされる方にとつたらものすごく不幸な事やと思うんです。そういう事も、この対象建築物というのは、56年5月31日以前に着工されたというこれはもうはっきり分かりますけれども、区域というものについては、またその中で(5)で町長が必要として別に定める区域という事になりますので、これが全て国の方の実施要綱とか、県の実施要綱と、完全にマッチするのかどうか、その点はどうなんですか。

都市整備  
課長

この、県の助成制度を活用するという事で、規定に則っていく必要がございますという説明をさせていただいたんですけれども、県の補助金の交付要綱におきまして、この世界遺産及び文化財建造物等の周辺で、それらの保護の観点から耐震性の向上が必要な区域、という定めがございます。それで具体的に地域によってそういった区域があるなし、それと、その区域がどの範囲であるかというところら辺の整合の問題でございますけれども、まず、来年度から実施していくという事で、県とも補助要綱の中でこういった区域を、私どもと県と確認をさせていただきまして、耐震化促進計画という計画の中ですり合わせを行っております。それで、先ほどちょっと説明の中で申し上げたんですが、この区域のほか、(1)から(5)まで、それぞれの項目をあわせると、一応、現状では町内全域が対象になるという事を、県の方と確認をさせていただいた上で、この助成制度の方を作成をさせていただいているという事でございます。

小野委員

(5)に、町長が必要として別に定める区域、だから町長がここ、と言ったらそれでいい事ですから、その事で実際、実施されて、県へ補助金の申請をされる。どうしても県のあれとはマッチしないという事で、もし、県の補助、国の補助が拒否というんですか、もらえなかった時は、ないんやろうという、今の課長の話ですけど、これはものすごく抽象的な表現の仕方やし、やっぱり県としても、自治体からあがってくるのは全部フリーパスやとかね、それではないと思いますし、もし何かで厳しく見られた時に、ダメになった場合は、そしたら実際に診断してもらったと、その経費が必要やと、その場合は何か救済措置とかそういうものは考えておられるんですかね。

都市整備  
課長

ご指摘いただいております、県に申請をあげた場合、それに該当しないという風な事で言われる地域があるんじゃないかという事でございます。今回の診断業務につきましては、まず診断を実施する前に、この区域等ですね、県の方とも相談をさせていただいているわけであ

りまして、現状では、まだなかなか実施されているところもあるんですが、非常に申請の数が少ないといった状況の中で、全体、認められるという事で、県の方とは確認をさせていただいているんですが、実際に今後、委員がおっしゃっていたるように、非常に多くの申請がある中で、実際にこれにかかっていかない、といった事が多く出てくるという事があれば、その時点です。これはあくまで、県の助成制度を活用するという制度でございますので、それ以外、当然、国の助成制度、町単独でやっていく必要があるかどうかというところへんも、今後はその状況を見ながら考えていく必要があるかなという風に思っております。

小野委員　　今、見込みとしてないんだというような、公な場所ですし、そういう話は差し控えた方がいいと思いますし、ただ、対象区域という事で課長が斑鳩町の住宅、第4条にははっきりとした明確な規定がありますから、これをクリアする中で対象区域が全区域だというような表現があったんです。当然、そういう形で住民の事、また町のことを思っただけでいって、できるだけこういう診断を受けてもらって、町づくりに役立てていってほしいと思うのは当然なんです。その中でやはり予算的なことも、今、町の負担が5,000円という事で、議論今まであったという事もありますけど。だから、それが無制限に全部クリアしていけば、そしたら、県の方にもやっぱり予算があるんです。斑鳩町だけが全区域、対象になっている。この対象にならない自治体もやっぱりあると思う、もうちょっとシビアに考えていってるところもあると思う。そこらとの整合性も図っていかないといけないし、やはり、難しい問題というのか、私の家も当然、診断したらひっかかるの分かってる。その後をどうするか、というのはやっぱりね、仕方ないんですよ。なんぼ支援制度ができて診断を私にでもしてもらおうつもりはないんです。だから、それらについて、これらの対象区域とかについては、もうちょっとしっかりした考え方をもって、要綱を制定していただいたい。しっかりした考え方というか、町としての全体

のまとまった考え方、それをもって、やはり住民にお示し願いたい。こういう支援制度が県で実施されてるから、そのまままた、近隣でもされてるからという事で、こういう要綱を定めて実施される事については、何ら異存はないんです。補助金の問題とか色々ありますので、きちっとしたものが、誰が聞いても誰から聞かれても同じ答えになるようにやってもらいたい。それをお願いしたいんですが、それらについては、担当の方としてどこまで、財政的な事もありますから、どこまで話をされてるのかなと思いますけど、今までの経過という事で話してください。

都市整備  
課長

ご質問いただきました対象区域をどのように考えているか、町の方でどう整理をしているか、という事でございます。基本的には1号から4号と言いますが、ここで、要綱にも書いてございますけれども、具体的に緊急輸送道路に沿う区域であったり、避難地等の周辺で誘導に必要な観点から必要な区域であったり、世界遺産及び文化財の周辺、国勢調査結果に基づく人口集中地区という事で、この(1)から(4)までかなり具体的に範囲が定められております。基本的にどうしても目的と申しますのは、こういった地震によります被害の拡大を防止するというのが目的でございますので、こういった観点から申しますと、かなりこういう風な(1)から(4)にしぼられた範囲になるかという事になってございますが、これは当然被害の拡大も当然の事ながら、住民さんの命に関することでございますので、できる限り広範囲に提供できるという事で、この(1)から(4)で外れる地域におきましても、宅造規制区域であったり、既存集落の周辺区域であったり、という事を規定といたしまして、どうしてもその集落やその危険な地域におきましても、十分にそういう耐震診断をする事によって、住民の生命を守っていく必要があるという観点からこういう(5)の町長が必要として別に定める区域、という区域の設定をいたしております。こういった事から町といたしましてはできるだけ全体の、町民の皆さんを対象となるように、という事でこういう区域を設定させて

いただいて、なお、この内容につきましても、県と十分に確認をさせていただきながら、そういった説明をさせていただく事になると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

小野委員 色々、議会の中でこうしてややこしい事話してて、厳しくなる事だけは避けていただきたい。その事は声を小さくして言います。それで、もし仮にですよ、これらの、例えば、周辺でという事で、周辺で何メートルやと。そういう議論が将来起きないような、と言いますのは、申請に来られて、断られたんやと。そういう方は、やはり私たち議会の方へも色々あがってくると思うんですよ、色々なね。そしたら周辺で何メートル以内にとか、以前にもいろんな他のことでもあったと思うんです。そういう議論を議会でしなけりゃいけないというのは、やっぱりちょっとあまりにも貧しい考え方になってくると思う。こういう支援事業やっていこうと、課長が最初から説明されているように、やはり住民の安全と安心、という事で行われるのだから、申請されてきて、第4条に該当するんだったら、第3条はフリーパスの方で頑張ったってほしいなど、いう事だけお願いしておきます。それだけです。

委員長 他にございませんでしょうか。

次に、(4)「斑鳩の里 法隆寺古事の森のつどい」について報告を求めます。角井観光産業課長補佐。

観光産業 それでは、斑鳩の里法隆寺古事の森についてご説明いたします。

課長補佐 平成17年8月19日の当委員会におきまして、報告させていただいておりますが、伝統的木造建築物の修復に使用する木材を育てる古事の森を、斑鳩町の国有林において実施されることとなっております。県内では、奈良市の地獄谷国有林「春日奥山古事の森」に次いで2ヶ所目となり、「斑鳩の里法隆寺古事の森」と名付け、樹齢200年から400年のヒノキ等を供給できる森作りに取組みを行うものであり

ます。今月の2月25日には、この設定された記念として、近畿中国森林管理局及び「斑鳩の里法隆寺古事の森」育成協議会により、「古事の森のつどい」を現地において開催される運びとなっております。

この内容といたしましては、当日午前10時から指定された国有林に、ヒノキ2,600本を植樹し、また、午後からは「古事の森」提唱者であります、作家、立松和平氏と共に、世界最古の木造建築物法隆寺と木の文化、をテーマに語り合う車座対談や、ガイド付きで法隆寺を見学する法隆寺探訪、また、国有林で枝打ちなどの体験をして、法隆寺までハイキングする、森林体験、などが計画をされております。参考に、別紙配布いたしております、斑鳩の里法隆寺古事の森のつどい参加者募集のチラシ等によりまして、平成17年12月20日より募集を行われたところ、今年の1月13日で定員を達成されたとのことで、募集を終了されております。

今後の活動といたしましては、近畿中国森林管理局長、奈良森林管理事務所と「斑鳩の里法隆寺古事の森」育成協議会会長である、法隆寺管長と、木の文化を支える森づくり活動に関し、平成17年10月28日付けで締結をされました協定書に基づき、毎年度末に管理事務所に対し、年間活動計画書、また、活動実績報告書の提出により、協議会で実施するものでございます。

以上、簡単ではありますが、斑鳩の里法隆寺古事の森の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 このことについては、私も大いに賛成なんですけれども、これを見ても、実際に集合するのに、斑鳩町でやはらんの、小泉の駅で集合せんならん。もし仮に法隆寺の駅にバスが通ずるようなことであつたら、王寺の駅から、駅で集合という事になると思うんですけど。できるだけ早く、今やっていただいってもらってますんで、これを見てもで

すね、やはり、これとは直接関係なかったも、法隆寺駅の早期実現を、改修をお願いしたい。それから、いつも申し上げてます道路ですね、の完成を早く、今からですね、やってもろてますけれども、早急に解決できるように努力してもらいたい。

一つだけ教えていただきたいんですけども、主催者の「斑鳩の里法隆寺古事の森育成協議会」という会は何人くらいで組織されていて、斑鳩町内の方が何人くらいおられるのか、それだけ教えてください。

都市建設  
部長      この協議会には、法隆寺、そして松尾寺、斑鳩町、奈良県、それとNPO法人になるんですが、グリーンボランティア奈良クラブというのが入っております。そして奈良県の森林組合連合会、奈良県木材協同組合連合会、そして学識の方になるわけですけれども、実質、この古事の森の育成のために携わっていただくという方については、グリーンボランティア奈良クラブ、こちらの方で実質の行動をしていただく。

吉川委員      私が聞いている事だけ教えてください。何人くらいおられて、斑鳩町には何人くらいこの協議会のメンバーとしておられるのか聞いているだけで。

分からなかったら、分からない。把握してなかったら把握してないで結構です。

都市建設  
部長      協議会のメンバーとしては、その代表で15名という事です。

吉川委員      これは、全員で15名ですね。斑鳩の人ばかりですか、町内の。

都市建設  
部長      先ほど言わせていただきましたように、斑鳩町としては法隆寺の管長がメンバーに入っています。斑鳩町では観光産業課長が入らせていただいております。あとについては、県とか近畿中国森林管理



(「2人やったら2人と言ってもらったらそれで結構や」との声。)

委員長 他にございませんでしょうか。小野委員。

小野委員 斑鳩町からは観光産業課の誰というか、観光産業課から行ってるという事ですけど、役職名で結構ですから、誰。

都市建設  
部長 観光産業課長です。

小野委員 それでね、そしたら後援で名前を挙げておられる方、団体から一名ずつという事で、15名で、斑鳩町という町からは観光産業課長がその協議会に参加されているという事です。今日はあいにく公務のため欠席をされてるんですが、どれくらいの申込みがあったのか、というのは把握、今のとこできてないと思うんですが、もしあれでしたら、どれ位か聞いておられたら、アバウトで結構ですから。

町長 先ほど説明したように、1月13日に100名に達したから100名で一応終わっています。

小野委員 もう、そしたら聞き漏らしたんで申し訳ないんですけど、このチラシでは2月17日に締め切りますという事で、確かにその下に2月にハガキにてお知らせします、それから、定員になり次第締め切ります、という事ですから、そしたら、一月末からはそういう公募のされてたのか、細かい話なんですけど。

それと、当日ね、町の職員はどのようなサポートをしていくのですか、その点もちよっと聞かせてください。

都市建設  
部長 配布させてもらっておりますチラシ等の配布と、新聞等にも掲載されているという事であります。

それと、当日、町の担当しての支援体制ですけれども、駐車場等、車で来られる方もおられますので、観光産業課の方で協力をしていきます。

小野委員 結構です。

都市建設部長 一応、ここに植樹の関係で、小学生、参加をしていただくという事で、直接、教育委員会の方に管理事務所の方から要請もされております。そしてまた当日は町長、助役の出席をしていただくという事になります。

委員長 他にございませんでしょうか。

各課報告事項は以上ですけれども、他に理事者側から報告することはありませんか。都市建設部長。

都市建設部長 報告事項の中には入っておらないわけですが、県の事業につきまして、簡単に報告をさせていただきたいと思います。

まず、天理斑鳩線でございます。天理斑鳩線につきましては、用地確保という事で県の方にも鋭意努力をしていただいています。今現在の部分で7軒ほど地権者おられるわけですが、4名の方と交渉を済ませていただいているという状況でございます。残りの方については、現在も鋭意努力をしていただいているという事でありまして、

そして、国道168号線につきましては、用地取得ができたという事で、一件の方が解体されたという事で、あと残りの方についても、順次解体をしていただけると、18年度では工事ができるという事です。

そして、富雄川でございますけれども、1月21日に橋りょうの移設が完了いたしております。特に問題はなかったという事で聞いているところでございます。今後、護岸工事、河床等の整備を進めていく中で、上流の井堰関係の調整をしていただくという事になっておりま

す。

三代川でございます。三代川につきましては、この部分につきましても、用地協力をいただくのが先決でございます。県の方で、まず、底地と右岸の同一の方という事で、一件の方にまず話をさせていただき、一件の方については、合意ができて、4月以降には解体していただけるのかなど、このように思っております。その以後につきましては、底地、上物が違うという方についても、全体の合意を得て、用地取得に努めていただくという事で、今現在も県と町で協議をしているところでございます。

県道の御幸大橋の右折レーンの関係でございます。この件につきましては、郡山土木の方におきまして、下部についての調査というんですか、その辺の取りまとめをしていただいて、河川等の協議をしていただくという事で、今、作業を進めてもらっています。下部が河川事務所、大和川の河川事務所と調整が整う事によって、上部、これは高田土木で対応するという事で聞いているんですけど、その辺の調整が18年度にはまとめていただくという事にはなっています。

あと、自転車道の関係でございますけれども、今、鋭意工事を進めていただいております。富雄川の部分で、富雄川の工事と合致しておりますので、一部迂回路を設置しながら対応していくという事があります。

ひとつ、天理斑鳩で申し忘れてましたけど、天理斑鳩の一番西、山田の米屋の交差点、橋りょうが非常に腐食している部分がありまして、橋りょうについて、今現在、詳細的な設計的なことに取りかかっているという事で、一部、18年度では補修というのか、架け替えの状態になるかも分かりませんが、対応していただくという事で、阿波の自治会等にも説明しながらしております。

それと、天理斑鳩の件で買収のできた場所について、2月か3月くらいに工事発注をして、買収区間の工事に取り掛かっていただくという事になっております。

以上が、現在の県事業の関係でございます。

委員長 　ただ今、理事者側より県事業についての色々報告があったんですけど、委員さんから何かございませんでしょうか。

浅井委員 　今、部長から、天理斑鳩線についてですけども、用地交渉できた。結局あれ、広い道路となってるけれども、三代川と道路の幅を取っておられると思いますが、あの道がまっすぐきて、今度どこへ行きますのかな。駅へ行ったかて、国道行ったかて、狭い道ばかりで、もしか大型入ってきた時、その車はどのように迂回するのか。

都市建設部長 　天理斑鳩の、現在は河川と道路と両方の用地を確保していただいているという事でございます、河川部分については下流からやっていたとこのところ、河川の改良というようなことになってきますので、非常に広い幅になってきます。ただ、今現在の改良区間におきまして、Uポスト等立てまして車道と区分けをして、歩行者の方の安全を確保するという事で、歩道部分を相当広くとっているという状況になっています。そして、今までから三叉路の部分で大型が入ってきた時、なかなか曲がりきれないというような事もございまして、そういう苦情も聞いておりまして、今回、橋の整備の関係で、その辺の部分の改良も考慮しながらしていただくという事で県と協議をいたしておるところでございます。

浅井委員 　部長言われること分かるんですけども、三代川と道路の拡張であんなだけ大きい用地を買われると思うんですけど、完成した三代川は、もう完成したようにしますねやろ、床面下げて。あこで水溜まって池になるような状態、下はまだ三代川改修工事できてないと。あこまで、あの間だけやろうとしたら、いつでもその間は泥溜まるか、水が常にあるという事でんな、違いますか。その点。

都市建設 　先ほど申しましたように、河川は下流から改修させていただくとい

部長 う事になっておりますので、天理斑鳩については、下流側の部分でまだ未改修という事でございますので、天理斑鳩の整備はあくまでも道路部分の整備という事で、河川は現状の状態でいかせていただくと、改良済んでいるところと同じような状態で、そのままの状態ということでございます。

浅井委員 河川はそのままで、道路の拡張だけですな。ほんなら、再度聞きますねけど、あこの方、突当りの方、両方とも、山田さんも、名前出したらいかんけど、これ、大きい道ここ持ってきて、大型来たらうちのところ入ってきとんねん、これ、どないしてくれんの。という話聞いているけど、町はその事、どう考えてはんの。

都市建設部長 大型車の進入で曲がれない、個人の敷地の中に入ってUターンするという事も聞かせてはいただいています。そうした中で、今現在の橋、しぼってるような状況になってますんで、その橋をどの程度広げられんのか、広げる事によって、下流に井堰の関係についても、今、お願いしながら進めておりまして、あの状態での改修という事にはならない、という事で考えております。そうする事によって、法隆寺駅へ曲がりやすくなる、北へも曲がりやすくなるというような状況も、ただ、南北の道路の幅員が多少狭いという事もございますけれども、左折については、橋のやり変えによって対応ができるかなと、このように考えております。

浅井委員 部長の答弁では、橋を改良して、大きくのり面とって、回れるようにすると。せやけど、道路はそのままで細いですわ。あの交差点改良という格好ですね、橋をやり変えるという事は。あこで回れる、両方とも道、北、南、両方とも道は狭いですやろ、それ、入って来たらかなん、という人が多いですねん。それは町のやり方やけど、私はあのあこ見てもろたら、越えたすぐ、左側、藤岡眼科のところですな、あの三代川の堤防見はった事ある。今にも寸前に切れるような堤防です。

被害も出てきたるし。下で切れんかて、あこで切れんの違うかな、私いつも思ってるんですけど、町としてはあのまま、県もほっとくんですか、切れたらそのまま、という事ですか。

都市建設 堤防が破堤するという事になったら大変な事になりますので、その  
部長 状況によって対応をしていく必要があると思います。今現在、下流から三代川の改修という事で、まず、山田の米屋さんのとこまでは上がってこないといけない訳ですけども、駅前の方で用地対応させていただいてます。できるだけ早期にいけるように努力して、上流まで上がってくると、そうすれば、左岸側に道路、4 m 5 0 の道路拡幅させていただく考えでございますので、今の現道ともう一つ道路ができるという事でございますので、もう少しスムーズな走行になっていくというように考えております。

吉川委員 今、県の関係で回答いただいたわけなんですけど、特に県が17年度につけていただいた予算がありますね。それをやっぱり使わんな、と言ったら何ですけど、やっぱり大いに活用してでんな、三代川改修についてはもう10何年も動いてないわけですわ。いつも同じ事申し上げて申し訳ないけども、幸いに、今のところえらい災害もないんで、いいですけども、もし、あの57年のようなえらい水がくるとですな、私はえらい事になると思うんですよ。私がお願いしたいのは、やはりもう、こんなん、2月でんが。3月、そら5月までいけるとおっしゃられたらそれまでやけど、できたらやっぱりそれまででも、私聞いているのは、三代川に1億ついてあるという事ですので、やっぱりそれを大いに活用していただいて、早期に三代川改修できる、また富雄川、新御幸橋についてもですな、今聞いてますと、また18年度に話し合いすんね、という話をしてる。なんぼでも遅れるわけ。私一回、県と町も合わせてでんな、なぜ、それくらい長い事かからなでけへんのか、その原因を、私は追求すべきやと思いますねや。話し合いをすべきやと思う。ただ、了解してもらえないから、同意してもらえない

から、という事でね、協力してもらえないから。一年、二年やったら辛抱できるけど、こんな長い間ね、同じような状態で、どこにもないと思いまっせ。仮にこれが、違う工事で、それをやらなくてもええ、という事になると、こんなんもう、中止しはりまっせ、こんなん、実際。しかしあこは中止してもらったら困るますんで、斑鳩町として。下流の方からやらさせてもらって、下流でも色々あったわけ。三回協力してもらってまんねん。そら、法隆寺の駅と条件的に違うの、よく分かります。しかしやっぱり一生懸命に私らも頼みに行き、お願いして、皆さんの協力でできてきたるわけ。是非ともですな、私は残り少ない時間を有効に活用してもらってですね、私はちょっとでも進むように努力をお願いして、もうお願いに変えときます。もう結構です、答弁。

委員長

他によろしいですか。

以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑ご意見等があればお受けいたします。

小野委員

2点ほどあるんです。まず、1点。まだ、これは議会の方には予算もちろん提案できた状態違いますので、あれなんです。何か、その巷では秋祭り実行委員会の件で、実行委員会で担当の部長が、補助金はないと、そういう話をされたという事なんです。まず、それも議会が何か了承してるとか、議会からの提案だとかいうような事で、私の方へ伝わってきてるんですが、それらについて、部長の方から、いつ頃実行委員会での、そういう話をされたのか、またどういうように協議されたのか、ちょっとお示し願いたい。

都市建設  
部長

ふるさと秋祭りにつきまして、平成18年1月19日に実行委員会を開催をさせていただきました。その中で説明というのか、報告をさ

せていただいた内容でございますけれども、平成12年度からこのふるさと秋祭りを開催をさせてきていただいているんですけれども、その12年からという事で6回を数えてるわけですが、1回中止という事で、実質5回の実施という事になっております。この秋祭りについては、実行委員会組織という事で実行委員会の皆さん方に色々協議をさせていただきながら取組んできたわけですが、秋祭りの開催主旨といたしまして、伝統文化としての秋祭りの太鼓台を、住民さん自ら参加して、楽しんで親しみ、住民同士が触れ合う機会を提供するという事と、そういう伝統的な文化を通して、人と人のふれあい、そして、またそれが観光客の誘致にもつながるものという事として取組ませてもらっていたという事で、まず説明をさせていただきます。その後、回数を重ねてくる事によって、ふるさと秋祭りを盛り上げをしていくと、また、参加をするという意識が、地域によっては希薄な状態になってきているのではないかな。そして、太鼓台関係者、太鼓部会でございますけれども、部会と調整をさせていただく中では、開催当日もだんだん参加していただく時間が少なくなっているという状況。当初、会場内で担ぎあいできたんですけれども、なかなかそういう状況も、今回の17年度ではない状況になってきております。そうした中で、当初のような盛り上がりが見られない。そして先ほどありました町議会云々の話でございますけれども、町議会において、この開催について疑問視されてきているところもありますと、何も議会からの指摘があったからではなしに、疑問視されているところもあります、という事で報告をさせていただきました。

そのような事から、町としては実行委員会に対しまして、町から出しております開催費用の補助金ですね、それについては、交付については難しいという事になってきております、そういった事でこの実行委員会の存続についても非常に厳しい、難しい状況になっております、よろしくお願ひしたい。という報告をさせていただいたという事であり、



小野委員

当然、部長ですから、私が聞いているような乱暴な発言ではないという事は、当初から認識してますので。その中で、私はその場所にはいてなかったけど、もちろん流れとして、実行委員会の存続が、補助金が交付できない状態という事で、色々、縷々説明されたんだと思うんですが、その一つずつが、状況、今、12年からなされてきた秋祭りについて、ぱたっと事業を止めるような形になってくると思うんです。その事は実行委員会の方々にとってみたら、なぜ、というような、今、一生懸命盛り上げをやろうとしておられるし、太鼓部会についても、色々議論をしてるんですね。何とかあわそうと。確かに、今日、傍聴に来られてる議員さんも、ある太鼓台の一つのグループの、困難さというんですか、いろんな組立とか、その事も一般質問ではされておった。こういう事もありますよと。だけど、秋祭りについては、何も中止せざるを得ないような、なくさんなんような発言では、私はなかったと思うんです。私も龍田の一つの中の、太鼓台の、一応何もしない顧問という事になってますので、ある程度の事は聞かせていただいています。みんなやっぱり何とかやろうと、自分らの太鼓台の名前をあげるためにも、町でそうして盛り上げをされるときには、一生懸命麻の早くからでもやってますし、祭りが終わったら次の、来年度に向かって色々工夫をしていってる。担ぎ手をどないしたら集まるんかという事でやってますし、どないしたら村おこし、町おこし、そこへ参加してもらって、斑鳩町は自分とこのふるさとという事で。また、斑鳩町から出ておられる方も、こういう事もあるから、という事で皆、同級生呼んで、帰って来てもらって、年々増えてきてるんです。それを、1月19日ですか、部長はいろいろな、議会でも疑問視されているというような言葉も出される、疑問視では、私はないと思うし。言葉のあやで色々行き違いもあると思うんですが。という事は、もうこの秋祭りはしないという事で解釈してよろしいんですかね。交付金を出せない状態やという事やし、私はもうないんだという事で聞いているんですが、予算を議決する機関は私どもですが、まだ出してもらうのはまだですから、今後、この実行委員会、というか秋祭りについては予算

は確保できなかった。それで実行委員会で秋祭りを存続するのは勝手に、勝手にじゃないかな、何とか工夫してやってください、というようお願いをしてあるのか。やはり、いくら実行委員会組織という事があっても、経費が要りますのでそれらを一切ゼロで存続という事はできないと思うんですが、その辺はどのような考え方をされて、予算を今度上程しようとしているんですか。

町長 私自身も議会から色々とそういうご意見等いただく中で、来年度の、住民の方々のああいう答申、中間発表にもございますように、イベントの関係等について、色々と整理をすべきじゃないかという中で、議会の中にも、私は来年の秋祭りは一応取りやめという報告はさせていただいております。そういう観点から、色々と現時点で藤本部長が1月19日申されたような状況になっておりますけれども、私自身は、来年、18年度の秋祭りは一応取りやめたいという方向は、私は委員会で申し上げてます。

小野委員 町長、議会であって、どういう形の時にね。私ももしかしたら忘れてる課もしれない。その事で議会にそうして報告されたというのは、どういう形で、その時にどの委員会で、この委員会やと思います、担当やったらね。それとか、一般質問である議員に答弁されてるだけやったらあれやし、この委員会で、取りやめるか、取りやめないかとか、そういう議論をしたという事はあるんですかね。私はちょっとあれなんですけど、記憶にないんですけど、どうなんですか。

町長 この委員会では私は一言も申し上げてませんけども。予算委員会か決算委員会だと思います。

小野委員 仮に予算委員会で誰かが質問して、こういうものはどうだろう、という事で町長が答弁されているのかどうか知りませんよ。だけど、この秋祭りを実行するについて、担当の常任委員会でそれらをやっぱり、

予算委員会でもこういう具合に答弁してますので、やめときましょ、  
というような事が議論されてから、そして、部長がこういう事です、  
議会でもこういう事になってます、と言ってもらうのが、私は正確な  
やり方だと思う。この実行委員会から、私らは追及されたんですよ、  
はっきり言って、議長も。議会がそうして決めたと、なぜやと、どう  
いうとこや、と。私らは全然知らない、議長ももちろん知らん。そう  
いうね、予算委員会で仮に誰かが質問して、こういうものはもうしな  
いと。例え、町長がそういう発言してあっても、そしたらこういう事  
はしないと予算委員会で言ったと。それは、その予算委員会というの  
は3月の予算委員会でしょ。来年度からしないから、という事で答弁  
したんやったら、その予算、今年度、17年度やってるんです。その  
時の予算委員会での話やったらね、そんなん言うた事になりませんや  
ん、議会軽視ですよ。全くそうやと思う。またその点はよろしいです、  
議論する場所あります、その話をね。そんなん、担当に実行委員会  
に、議会にそういう報告もしてるとか、私はもっとキツイ事聞いてる  
んですよ、議会が承認してるという言葉も聞いてるんですよ、町長の  
言葉から、承認してるからダメだというような、そういう話をした。  
どこで議会が承認したんですか。だから、それと、もうその話は次の  
議論でします、予算の時にでもまたします。だけど、そしたら秋祭り  
はどういう、もうしないんですか。しないという方針を出していくん  
ですか。実行委員会が組織されてるんですよ、この実行委員会は秋祭  
りするためなんです。その補助金をカットしてしないんだったら、実  
行委員会解散したらよろしいんです。実行委員会は残して、何とか工  
夫してくれとか、そんないい話はできるはずないんです。そして、今、  
秋祭りで、各地の太鼓台、龍田の3基とか法隆寺の5基とかその話は  
別にしても、今、幼稚園・保育所、その子どもたちがどんだけ楽しみ  
にしてるんですか。それを、町長の話で、予算委員会で議員がこうい  
うものはどうやと、一応意見を言ったと思うんです、そしたらね、議  
事録もう一回調べますけどね。その時に町長が、いや、もう来年から  
しめせんと、その議員に答える事も。予算ですよん、予算委員会です

やん、そんな場違いなところで話したんを、議会で承認されたとか、そういう事を言って、そしたら、こういう、子どもらが楽しみにしてる秋祭りをしないんですよ、私が都合でしないんですよ、とはっきり言ってください、みんなに。

町長 私はお会いして、議会在承認したとか全く言ってませんし、私自身は、17年度の関係等については、18年度からは秋祭りはもう取りやめていくという方向付けをしておりますから、そういう事も色々こういう経緯の中でずっときてますから、私は一番やっぱり、小野委員おっしゃったように、幼稚園とか保育所の関係の方々、その方がやっぱり一つの中心となってこの秋祭りという事を提唱をしていったわけですけれども、やっぱりどっちにしたかて、太鼓台の関係等については、龍田方面から法隆寺来るの大変な事やし、法隆寺の場合はやっぱりお渡り等、あるいは斑鳩神社への関係等あるから時間的な制約もあるし、また準備等の関係もございます、という事ですから、実行委員会の中でもご意見を聞く中で、子どもの関係等については、商工まつりなのか、あるいは子ども秋祭りなんかを統一したら、町としても形成ができるんじゃないか、という事も踏まえてですね、やっぱり一年間位はやっぱりそういう事で調整する期間もあろうや、という事で今、実は考えておるわけで、商工まつりの中にもやっぱりそういう一つのみんなが参加できるような、そういう事を求めていくのも一番いいのではないかと考えております。

小野委員 今回の、私は問題発言だと思うんです。担当の議会というものを完全に無視してます、町長。私は秋祭りをもうしないでおこうと思ってます、そういう打ち出しをしました、どこでしたんですか。個人、自分で思ってやっただけですか、議会という議決機関にも何ら相談なしにですよ、この事についてどない思うんですか、議長、どない思います、この事についても。議会を完全に無視してるでしょ。だから、その事を、そしたら部長は、そういう町長の意向を聞いて、実行委員会にそ

これらのことを話されたんですか。打ち切るという話を、今、町長はそう思ってるんだと、思ってたんだと、こういう具合にして出してきた、予算委員会でもそういう意向を話していただろう、という事です。そして、この議会というのは何なんですか。議会がこういう具合にして、疑問視してるとか、そんな話はもうよろしいですよ。議会というのは何ら関係ないんです。承認してるという事は、それは、ある人から町長がこういう発言、違うやろと、もう一回話聞いてくれと、議会なんて全然そういう話をしてない。そういう話をした中で、いや、更に町長に聞いたら、議会が承認したと言った。それで、議長と打合せもしてもらったんです、その場に私も行きました。だから、そんなね、議会を無視してね、また、今、一人歩きしとんのは、実行委員会で議会が疑問視してるとか、議会がそういう具合に決めてるとか、いう事が一人歩きしたんです。はっきりとね、私はもうしないんやという事を言ってください、皆さんに。それでね、この件は、私はもう秋祭りはしないんや、議会が云々やとかそんなんじゃない。もう全然しないんや、自らね、これは住民のため、町民のために、何ら益がないからしないんだ、はっきり言ってください。そしてその中で、議会が、いや、待て、と言われた時に、議論しましょ。やはり、こんだけ、12年からやってきて、色々な無理難題、色々な事で調整もしてきました。龍田地区の祭りの日も宮司に頼んであわすようにしてもらいました。法隆寺の方でも色々この秋祭りをやる事によって、太鼓台の運行について、いろんな支障もあるように聞いてます、私は、法隆寺地区の人間違うからね。龍田地区については、それで調整をしてきたんです、みんな。だけど、そこまでしたけど、町長、一存でやめやねんと、はっきり言って、議会へ出しなさいよ、担当常任委員会へやめよと思てんねん、今からやりなさいよ。それで、議会がよっしゃっと言ったらやってください、それがための議決機関なんです。

町 長

私は経過をずっと見てきた中で、実行委員会も出させていただいて、いろんな難しい問題等抱えてきたわけですけれども、よう、6年続い

てやっていただいたのは、感謝申し上げますけれども、やっぱりその関係等については、一応、やっぱり難しい問題等整理する中で、一応、早めに言う方がいいだろうという事で、申し上げてたわけでございますけれども、担当職員がなかなかそういう点では切り出せなかったのかも分らないのですが、私としては一定の方向付けができたという観点から、先ほど申し上げたように、ひとつのものにやっていった方が町民の盛り上がりがあるんじゃないかなという事を踏まえて、片一方ではやっぱり10月の関係等については、秋祭りが当然ございますから、そういう祭りとしてやっていただいたら、と考えた中で、私は判断をさせていただいて、秋祭りについては中止をしていきたいという事でございます。

小野委員　そしたらね、この事について、今、町長からそういう提案があったと、今の時点ですよ、今の時点でしか提案なかったんですよ、議会に対しては。これについて、委員会としては、休憩してもらうなり、吉川委員帰られたけど、どういう理由か知らんけど、こんな話になるとは、私も思ってなかったから、帰らしたからそれでいいかなと思ったんですが、私は委員長に申し入れたい。今の時点です、秋祭りについて、今ですよ、議会へ正式に。町長は思ってはったんか知らん、職員にはやめよという事でしてはったかしらん。だけど、議会人として私は今聞かせてもらった。担当の常任委員会にやめたいと、来年度。この事について、委員会としてまとめてください、休憩して。

委員長　暫時休憩いたします。

(午後12時10分 休憩)

(午後12時52分 再開)

委員長　再開いたします。

今、各委員さんからの意見をお聞きいたしまして、結果的に秋祭り

に継続していただきたいという話しが多くありまして、これはまた、予算での色々、他の議員さんからの話もあるとは思いますが、各委員さんからの、先ほどの話しを統合しますと、継続の方でよろしくをお願いします、という事がありました。町長さんから答弁。

町 長 私としても色々というご心配いただく事はありがたい話しですけど、色々検討しながら、私は先ほど小野委員さんもおっしゃったように、子どもさん、保育所あるいは幼稚園、斑鳩町にも保育所、あるいは幼稚園の中でも私立の幼稚園もございますから、一同に会せるそういう機会というものを考えたら、来年がちょうど町制60周年という事でございますし、そういう事を踏まえた中で、やっぱり今年は見送って、来年の一つの統一にするような、先ほど申しあげましたように、商工まつりとか、あるいはそういう中に加えていきたいという気持ちですね、取組んで参りたいと。今年一年だけは検討する中で、中断をしたいという事でございます。

小野委員 今年とかいう、その年度の事をはっきりと町長おっしゃらないので、先ほどの、予算委員会で、昨年そういう具合に発言したという事も、私自身は確認してないんですけどね、もう中止するというようなはっきりした言葉おっしゃってないんですね。だけど、先ほどの議論の中ではっきりと、いや、もうその時言ったとかいうような事になってるし、今、今年度とかどうのこうの、とか。それと、最終的に中断するという事を言ったという事で、私は理解しときますので、それを議会が中断に応じたという事ではないという事だけもう一度確認しといてくださいよ。でないと町長はまた、先ほどの議論の中でも色々行き違いがあったように、言うてあったやろ、という事を言われたら、私達もやっぱり違いますからね。来年度、18年度が60周年ですか。19年ですやろ、60周年事業やるというのは。その事を考えていったら、18年度には中断したいというような発言なんですよ、だけど、議会としたら、委員会としては、それを了承したんではないですよ。

その点だけしっかりと委員長、申し入れておいてください。でないと、また、誤解が、誤解を生んでくる元になると思うんですが、どうなんですかね、委員長、どういう意見ですか。

委員長　　今、町長が言われましたように、中断したい云々という事については小野委員から言われましたように、ちゃんとその辺は理解していただきたいと思います。

小野委員　　中断したいという申し入れがあったという事、議会としてはそれはよし、と言ってないという事だけ確認しといてくださいよ。

委員長　　その確認をしていただきたいと思います。

小野委員　　でないと、先ほどの議長室の話しでは、全員、やっぱり継続してもらえる、その意向でしたからね。

18年度も秋祭りはやってもらいたい、住民のためにやってもらいたいという総意でしたからね。だけど今、町長は最後に、来年度、中断したいという事を発言されてましたので、その点きちっとしといてもらわな困ります。だから、中断したいと申出はあったけど、議会としてはノーだという返事なんですよ、その事だけ確認しといてくださいよ、という事です。

議長、ちょっと言ってください。

議長　　委員長の方からこの秋祭りについて、18年度も継続してもらいたいという町側の方へ要望ありました。それに対しましては、町長の方から、一応町長の考え方としては、来年度60周年のあれを目指して今回は中断したいという事でございますけれども、委員会としては継続していきたいという意向がございますので、今後、予算委員会等の中で、各委員さんの中からもそういうような意向が出てくれば、その意向を考えていただいて、継続の方向をとっていただけたらと思いま



すので、今日のこの場につきましては、一応そういう形の報告を受けたという事だけで終わりたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、私の方から、3月定例議会におきましては、予算審査特別委員会が設置されることとなりますので、当委員会からあらかじめ2名の委員の選出をさせていただきたいと思います。予算審査特別委員会委員を希望される方は、挙手お願いいたします。

小野委員 今回の議論の中で予算委員会で、今の問題も継続して言いたいので行かせてもらいたいんですけど、よろしいですか。

委員長 挙手をいただきましたので、両委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞

様でございました。

(午後 1 時 0 0 分 閉会)

